

地方からの提案個票

<各府省第2次回答まで>

通番	ヒアリング事項	個票のページ
23	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲（2件）	1～7
53	旅館業等の許可等に係る暴力団排除のための不許可事由の見直し（3件）	8～14
27	二級河川整備基本方針等に係る国の同意協議の廃止（3件）	15～23
30	公営住宅に係る規制緩和（3件）	24～35
58	公営住宅建替事業の施行要件の緩和（1件）	36～44
50	県費負担教職員の人事権等の中核市等への移譲（7件）	45～69
14	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和（7件）	70～90

※提案募集検討専門部会における議論等を踏まえて各府省第2次回答の内容が変更されることがあり得る。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 23

管理番号	369	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、電気事業者及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業者に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。

【具体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることから、健全な再生可能エネルギーの普及促進が期待される。民間事業者が、地元との調整を行わないまま太陽光発電等の開発計画を進めた結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。(福岡県においても、内容証明郵便により県庁に苦情が寄せられた事例がある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第40条

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「同法」という。)第4条、第5条における電気事業者への指導・助言はそれぞれ、特定供給者から特定契約の申し込みがあり、特定契約の円滑な締結のため必要があると認めるとき(同法第4条第2項)、特定供給者から認定発電設備と電気工作物(電気事業法第二条第一項第16号に規定)とを電気に接続することを求めたとき(同法第5条第2項)に行うことができるとされており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。

また、同法第40条における電気事業者若しくは認定発電設備を用いた特定供給者に対する報告徴収及び立入検査権限は、「この法律の施行に必要な限度において」と限定されており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。

なお、地方自治行政として、再生可能エネルギー発電事業者に対する指導・助言について、地方自治法に沿って条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。

・また、系統連系に関しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、国が広域的な視点に立って対応を行うことが必要である。

・当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」等は、あくまで円滑に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「同法」という。)第1条の目的である「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進」する趣旨を述べたものあって、同法に規定された権限行使の要件を無視して移譲を求めているわけではない。

○再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者、住民から多くの相談等が寄せられており、こうした実態を踏まえ、少なくとも当該相談等に対応するためには、地方自治体が関与する根拠として報告徴収、指導・助言の権限が必要であり、地方側としても地方自治の本旨に従って同法の目的を達成したいと考える。

○条例により対応が可能とあるが、事業者に対し法・条例双方の事務対応を求めることは、事業者の負担増となることから、権限移譲(並行権限)による対応が適当と考える。

○系統連系に関しては、一の都道府県内で対応可能な個別事案については、近接性の観点から、都道府県による対応が適当と考える。一方、各都道府県にまたがる対応が必要な場合等は、並行権限により国が対応することとしてはどうか。

○「当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開法上の不開示情報が含まれる」とあるが、地方公務員法により地方公務員にも守秘義務が課されており、一般国民への情報公開と同列に議論すべきではない。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。
- 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たって地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考える。
9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。
- 事業者等情報が情報公開法上の不開示情報に該当することと、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

- 再生可能エネルギー発電の普及は、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、広域的な電力系統への受入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。
- その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。
- 仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。
- なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。

提案団体からの意見「補足資料」

管理番号：369

事項名：電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく
指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲

提案団体：九州地方知事会

○【具体的効果】として挙げている「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」等は、あくまで円滑に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「同法」という。）第1条の目的である「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進」する趣旨を述べたものあって、同法4条、5条及び40条に規定された権限行使の要件を無視して移譲を求めているわけではない。

○平成26年8月19日に実施された第2回提案募集検討専門部会（ヒアリング）において示したとおり、再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者から、電力会社との系統連系協議に関して、多くの照会や相談が寄せられている。また、再生可能エネルギー発電設備の立地に関して住民から対応や相談が求められている。こうした実態を踏まえ、少なくとも当該相談等に対応するためには、地方自治体が関与する根拠として報告徴収、指導・助言の権限が必要であり、地方側としても地方自治の本旨に従って同法の目的を達成したいと考える。

○条例により対応が可能とあるが、事業者に対し法・条例双方の事務対応を求めることは、事業者の負担増となることから、権限移譲（並行権限）による対応が適当と考える。

○系統連系に関しては広域的な視点が必要とあるが、一の都道府県内で対応可能な個別事案については、近接性の観点から、都道府県による対応が適当と考える。一方、各都道府県にまたがる対応が必要な場合等は、並行権限により国が対応することとしてはどうか。

○「当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開法上の不開示情報が含まれる」とあるが、地方公務員法により地方公務員にも守秘義務が課されており、一般国民への情報公開と同列に議論すべきではない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 23

管理番号	507	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー発電の認定に関する事務を都道府県に移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。

この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一定)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が整わず、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。

地域の土地利用計画等との整合性

メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。

再生可能エネルギーの普及状況の把握

設備を認定した件数と容量(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。

設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。

なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定めることが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引き続き国が行うことが効率的である。

根拠法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。)に規定される再生可能エネルギー電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも国による認定をうけるものとしている。

・設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHP(http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)において市町村別で公表されているところ。一方で、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が含まれるため、原則非公開としている。

・地域の土地利用計画等との整合性については、自治体によっては、地方自治法に沿って再生可能エネルギー発電設備に関する条例を制定し、その範囲において指導・助言などを行っている自治体もあり、現行規定でも対応可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限については、認定の基準が技術的なものであること、また、法律に基づき、国が定めた基準により都道府県知事が許認可等を行っている例は少なくないことから、移譲を求めているもの。

・設備認定の状況については、市町村別の認定件数、認定容量等が公表されるようになったが、認定された発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担により賄われることを考慮すれば、事業者の名称を含む詳細な情報を地方団体に提供すべきである。

・再生可能エネルギー発電設備に対する条例制定の先行事例については、景観上の要請に基づき制定された事例があるが、景観上の要請ならば、その地方独自の問題であることから条例対応も選択肢と成り得るが、農地法や森林法などの手続きに先立ち認定が行われ、その結果、整合性を欠きトラブルが生じるといった状況は、全国共通の問題であり、地方自治体それぞれの個別条例に委ねるべきではないと考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。

○ 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たって地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考える。

9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。

○ 事業者等情報が情報公開法上の不開示情報に該当することと、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

○再生可能エネルギー発電の普及は、国のエネルギー政策の一部を担うものであること、また、広域的な電力系統への受入れが必要であることを大前提に、再生可能エネルギー発電設備の立地に当たっては、地域の実情を踏まえ、円滑に実施されることが重要。

○その上で、再生可能エネルギー発電設備の円滑な立地をどのように実現するかについては、例えば、①再エネ特措法上の認定等の権限を地方自治体に移譲すること、②立地に当たっては地方自治体の意見を聴く規定を設けること、③認定情報を地方自治体に提供すること等も含め、新エネルギー小委員会の場も活用しつつ、議論を深めてまいりたい。

○仮に、再エネ特措法上の権限を移譲する場合には、その適切な権限行使のため、関連する事務を一体的に移譲する必要があると考えている。

○なお、森林法等の関連法令・条例については、発電事業者は当然遵守すべきものであり、その遵守については、各個別法令等において罰則等により担保されているものと理解。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 53

管理番号	371	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	旅館業から暴力団排除するための条例委任又は法改正による排除条項の追加				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現行法の許可及び取消基準は限定的であり、地域の実情に応じ法の目的を阻害する要因を排除することができない。このため、必要な基準を条例で付加することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

福岡県では、暴力団対策を推進するため、暴力団排除条例を制定し、行政事務事業からの排除を進めている。条例施行後、警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が、当該事業の許可を受けている事例が見られる。暴力団は反社会的勢力の中心であり、暴力団員及びその密接な関係者を当該事業から排除したいが、法律に暴力団排除条項がなく、排除措置を実施することができない。

【地域の実情を踏まえた必要性】

福岡県には、全国最多の5つの指定暴力団が存在し、民間人への襲撃事件や、暴力団同士の対立抗争が断続的に発生している。暴力団対策は喫緊の課題である。暴力団による業の許認可、ひいては社会経済活動への影響を排除することは、県民の安全で安心な生活を確保する上で重要な課題である。このような地域の実情を踏まえ、法の許可及び取消基準に関し、必要な基準を条例で付加することができるようにすることは、業の健全な発達を図ることを目的とする法の趣旨にもかなうものである。

【業の健全な発達のための必要性】

旅館業法において、営業者等が当該営業に関し、刑法(公然わいせつ等)や売春防止法、風営法、児童買春・児童ポルノ禁止法に規定する罪を犯したときには、都道府県知事は許可の取消し又は営業の停止を命ずることができる旨、規定されている。これは、法の目的が公衆衛生の維持だけでなく、業の健全な発達を図ることにもあることを明確に示している。暴力団が旅館業の経営に影響を及ぼすことは、こうした業の健全な発達を阻害することにつながることは明らかであり、旅館業から暴力団の影響を排除することができる法整備が必要である。

根拠法令等

旅館業法第3条第2項、第8条

暴力団対策の推進の必要性を否定するものではないが、今回の提案については、憲法第22条第1項の職業選択の自由(営業の自由)を制約する規制を行うことを内容とするものであり、規制の必要性及び合理性について厳格な整理が必要である。数ある業規制法の中で、旅館業法のみ提案の規制を行うことの必要性や合理性についての説明がない限り、対応することは困難である。

なお、欠格要件は、構造基準等と異なり、地域ごとに異なる性質のものではなく、条例に委ねることは、法制的に困難であると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

他の業規制法においても、暴力団排除条項が盛り込まれているものはあり(廃棄物処理法、貸金業法、建設業法、宅地建物取引業法、警備業法等)、旅館業法のみ暴力団排除を行うことを求めているわけではない。

旅館業法に関しては、実際に暴力団が旅館業を経営した事例、また、暴力団と密接に交際していたものが経営していた事例があり、このことは暴力団の資金源になることはもちろん、抗争事件による旅館襲撃等も想定され、その場合は一般宿泊者が事件に巻き込まれる危険性も高いことから、旅館業から暴力団の関与を排除し、業の健全な発達を図るため、同法に暴力団排除条項を規定する必要があると考えているものである。

なお、欠格要件に関しても、介護保険法など社会福祉関係法令には条例委任を行った例もあり、法制的に困難であるとは一概には言えないのではないかと。

全国知事会からの意見

旅館業の許可の基準については、条例で補正することができるようにすべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。
なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

法改正により暴力団排除条項を追加する事については、暴力団もしくは暴力団と密接に関係する者の判断が難しい等の懸念もあることから、判断基準を明確にすること。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 暴力団関係者が旅館業を営んでいた事例が実際にあり、また、そのような旅館が暴力団の活動に利用されることにより一般人が抗争等に巻き込まれる可能性があることから、これらを立法事実として旅館業法に暴力団排除規定を設けることにつき検討されたい。できないとする場合、その理由を明らかにされたい。

旅館業法に暴力団排除条項を設けることは、憲法第22条第1項の職業選択への自由への制約であることから、制約を行うための具体的な立法事実に基づく規制の必要性・合理性の説明が必要であるところ、この具体的な立法事実には、単に、暴力団が反社会的勢力であるという事実だけでは足りず、旅館業に暴力団が幅広く進出し、その収益が暴力団の重要な資金源になっていること、暴力団が旅館業を営むことにより、そこで犯罪行為が頻繁に行われるなど、旅館業の健全な発達に支障が生じていることが必要である。

しかしながら、暴力団に関する旅館業者の存在に関し、厚生労働省が、旅館業の許可主体である各都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生担当部局に照会するとともに警察庁から各都道府県警察に対して照会した結果を得たところ、提案自治体から提示のあった1件だけであり、このような状況では、旅館業法に暴力団排除条項を設けること具体的な立法事実があるとすることは困難である。

なお、他の業規制法に暴力団排除条項が規定されているが、そのことは、具体的な立法事実なく旅館業法に暴力団排除条項を設けること理由にはならず(なぜ旅館業法(ほか2本の法律)だけなのかを説明することも困難)、また、介護保険法は、保険給付等に関する規律を定めるものであり、事業主体に営業の自由の保障が及ぶものではなく、介護保険法で欠格事由を条例に委任していることが旅館業法で欠格事由を条例に委任することを許容する理由にはならない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 53

管理番号	375	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	採石業からの暴力団排除のための採石法の改正				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省(資源エネルギー庁)				

求める措置の具体的内容

採石法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、採石法第32条に規定する採石業の登録については、同法第32条の4第1項及び第32条の10第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にあり、現に警察からの通報により暴力団と密接に関係する者が採石業の登録を受けていることが判明した際も登録を取り消すことができず、対応に苦慮した県もある(ある企業に対して、産業廃棄物関係の許可は取り消すことができたが、採石法関係は取り消すことができなかった)。

【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、採石法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、採石法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。

根拠法令等

採石法第32条の4第1項及び第32条の10第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案事項の重要性については十分理解している。
一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

犯罪対策閣僚会議「世界一安全な日本」創造戦略や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けた対応をお願いしたい。

全国知事会からの意見

- ・採石業の登録及び取消の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断により条例で補正することができるようにするべきである。
- ・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 提案主体は「提案の早期実現」を求めているが、「第1次回答」や9月3日(水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであったが、検討結果を出す時期等のスケジュールについて、現在の見通しを明示していただきたい。
- 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであったが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府県の協力を得ながら、立法事実の把握、措置内容の検討を事務的に進めており、具体的な対応方針・スケジュールについては、関係部局を含め内部で調整中である。
今後の法制部局との調整により、法令改正を行うこととなった場合には、地方分権一括法での措置にて検討を進めていくことになる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

経済産業省 第2次回答

重点事項通番: 53

管理番号	376	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	砂利採取業からの暴力団排除のための砂利採取法の改正				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	経済産業省				

求める措置の具体的内容

砂利採取法に基づく業者から暴力団を排除できるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】各県は暴力団の排除のための施策を総合的に推進しており、各種許認可等からも可能な限り、暴力団を排除している。しかし、砂利採取法第6条に規定する砂利採取業の登録については、同法第6条第1項及び第12条第1項に暴力団排除規定がないため、暴力団から申請があっても登録を拒否し、又は取り消すことができない状況にある。過去において、砂利採取業の登録を受けている者が暴力団関係者と関係がある疑いが出た際に、対応に苦慮した県もある(この経験を踏まえ、ある法については暴力団排除条項を条例で設け、今後同様の事案が生じない措置を講じたが、砂利採取法関係は暴力団排除条項を条例で設けることができなかった)。

【改正の必要性】反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。このため、砂利採取法を改正し、暴力団排除規定を自治体が設けることができるよう条例委任するか、又は暴力団等の排除規定を法令上の要件として追加することを求める。なお、砂利採取法と同じく業者登録制を採用している割賦販売法においても、暴力団排除条項が設けられている。

根拠法令等

砂利採取法第6条第1項及び第12条第1項

各府省からの第1次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案事項の重要性については十分理解している。
一方で、提案事項の実現に向けては、法制面での課題等について関係部局とも十分に検証を行う必要があるため、それを踏まえて具体的な措置内容を検討していくこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

犯罪対策閣僚会議「世界一安全な日本」創造戦略」や、地方分権改革推進本部第1回会合を踏まえ、提案の早期実現に向けた対応をお願いしたい。

全国知事会からの意見

・砂利採取業の登録及び取消の基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、都道府県の判断により条例で補正することができるようにするべきである。
・なお、暴力団排除条項に関しては、全国一律の基準とするべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 提案主体は「提案の早期実現」を求めているが、「第1次回答」や9月3日(水)のヒアリングにおいて「具体的な措置内容を検討していく」とのことであったが、検討結果を出す時期等のスケジュールについて、現在の見通しを明示していただきたい。
○ 9月3日(水)のヒアリングにおいて「立法事実の把握が課題」とのことであったが、把握に向けた現在の進捗状況を示していただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

提案事項の実現に向け、警察庁及び都道府県の協力を得ながら、立法事実の把握、措置内容の検討を事務的に進めており、具体的な対応方針・スケジュールについては、関係部局を含め内部で調整中である。
今後の法制部局との調整により、法令改正を行うこととなった場合には、地方分権一括法での措置にて検討を進めていくことになる。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 27

管理番号	46	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廃止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならないこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらかじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。

【制度改正の必要性】

河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条、10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の2第3項)、公聴会の開催(法16条の2第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の2第5項・令10条の4第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において策定するものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映するとともに専門的知見に裏付けられたものであることに鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続を迂遠なものとするのみならず、県の自主性を阻害するものである。県管理河川においては、延長や流域面積が小さい水系が数多く存在し、また事業の進捗に応じ適宜変更が必要となる。実務においては、現在のところ1水系あたり3～4ヶ月程度の審査期間を要しているが、6ヶ月以上の期間を要したものもあり、策定水系数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。

【求める措置内容】

県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応を可能とするため、この同意を要する協議を廃止することとし、仮に国に対して何らかの情報提供が必要であるとしても、報告程度に留めるよう制度改正されたい。

根拠法令等

河川法
第79条第2項1号

一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあたっては、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。

なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ているほか、「第二期地方分権改革への提言(平成19年7月25日)」を受け、地方分権改革推進委員会において議論がなされ、「第3次勧告(平成21年10月7日)」において結論が出されていると承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議については、全国的に頻発する災害に対応するため、県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい。

全国知事会からの意見

河川整備計画の国土交通大臣の協議・同意を廃止し、報告にすべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 都道府県が河川整備基本方針等を策定するにあたっては、河川審議会、公聴会、学識経験者の意見を聴取することとされており、また、都道府県の技術的水準も向上している。このため、法定受託事務の処理基準等として国が最新の知見や情報を提供することとした上で協議は残し同意を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 河川整備基本方針等で定めるべき事項のうち、少なくとも住民の生命・財産に重要な影響を及ぼす事項(治水部分)を除く部分については、同意を不要とすべきではないか。

地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)において、法定受託事務のメルクマールとして、「広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務」が示され、二級河川の河川整備基本方針等の策定事務が法定受託事務とされた経緯に鑑みると、治水に関わる部分以外は国が関与する必要はないのではないか。

二級河川の河川整備基本方針等の策定にあたって国土交通大臣の同意がなければ、全国的なバランス等を勘案した最低限度の安全が確保されない恐れがある。国民が災害からの安全を等しく享受できるようにするためには、国土交通大臣の同意は必要である。

実際に協議当初の計画案の中には、例えば、他河川とのバランスからみて目標流量が低すぎる、上下流バランスがとられず下流市街地に危険が集中する、左右岸の堤防高が異なる等の適切でない事例も見られる。

また、洪水等による災害は地域的・時間的に偏って発生するものであり、地域単位では災害対応等の技術や経験が蓄積されにくい。国が自ら河川管理を実施していることによる経験や実績の積み重ねと、全国の災害等の分析等を通じて得られる技術的知見をもとに助言を行うことが必要である。

既に同意の基準等は示しているところであるが、河川は自然公物であり、河川毎に状況が異なることから、基準等による総論的・一般的な知見及び情報の提供のみではなく、個別・具体の事案の協議及び審査を通じて助言することが必要である。

河川の管理は、国が本来果たすべき責務であり、利水は、河川の流水が有限であることに鑑み、国民全体の貴重な資産として、公平かつ安定した水利用を図るという観点から、環境は、潤いのある水辺空間や動植物の良好な生息・生育・繁殖環境、地域の風土と文化の形成という観点から、ともに河川管理の重要な要素である。

河川の治水、利水、環境の機能は、相互に関連しており、河川整備基本方針等の策定にあたっては、これらの機能を一体として捉え、総合的に調和のとれた計画とすることが必要であり、治水に関わる部分について切り分けることはできない。

例えば、治水対策として河川の掘削を計画する場合には、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・復元を考慮するなど環境との調和を図り、また、既存の取水機能の維持など安定した水利用の確保を図る必要がある。

よって、治水部分について切り分けて同意することは適切ではなく現実的にも困難である。

また、地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)を踏まえた制度改正においても、二級河川の河川管理については、治水、利水、環境に切り分けることなく一体として法定受託事務に整理されたものであり、そのうえで、河川整備基本方針等の策定に関する事務の国の関与は、認可から同意に見直したものと認識している。

なお、第1次回答に対して、愛知県は「協議については、全国的に頻発する災害に対応するため、県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい」との意見、大分県等は「同意協議については、長時間を要することのないよう対応いただきたい」との意見であり、また、第4回提案募集検討専門部会(平成26年8月26日)において愛知県からは同意の廃止までは考えていないとの発言があったものであり、提案団体から同意手続きの廃止までは求められておりません。迅速な対応が求められていることについては、真摯に受け止め、同意手続きの一層の迅速化に努めてまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 27

管理番号	329	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し				
提案団体	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県が河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国(国土交通大臣)の同意申請及びそれに要する内容協議を見直し、期間を要することなく地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水対策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地震・津波対策などの機能改善に向けた新規事業による取り組みが多く見込まれ、多数の河川整備基本方針等の策定、変更が必須となっている。特に地震・津波事業については、河川と海岸、港湾、道路などが連携して取り組むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となっている。このため、二級河川について県が自主的に策定・変更できるよう見直しを要望するものである。

【支障事例】近年では、一河川の基本方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約1年4ヶ月を要した。

【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的知見や全国的バランスの確保については、一級河川についてこれまでどおりの手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。

根拠法令等

河川法第79条

一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公平かつ安定を図ること等を目的として行われるものであり、国が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあたっては、治水安全度の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。

なお、本件は、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ているほか、「第二期地方分権改革への提言(平成19年7月25日)」を受け、地方分権改革推進委員会において議論がなされ、「第3次勧告(平成21年10月7日)」において結論が出されていると承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

二級河川の管理者としての県が、河川事業を円滑かつ計画的に実施できるよう、二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への同意協議については、長期間を要することのないよう対応いただきたい。

全国知事会からの意見

河川整備計画の国土交通大臣の協議・同意を廃止し、報告にすべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 都道府県が河川整備基本方針等を策定するにあたっては、河川審議会、公聴会、学識経験者の意見を聴取することとされており、また、都道府県の技術的水準も向上している。このため、法定受託事務の処理基準等として国が最新の知見や情報を提供することとした上で協議は残し同意を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
 - 河川整備基本方針等で定めるべき事項のうち、少なくとも住民の生命・財産に重要な影響を及ぼす事項(治水部分)を除く部分については、同意を不要とすべきではないか。
- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)において、法定受託事務のメルクマールとして、「広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務」が示され、二級河川の河川整備基本方針等の策定事務が法定受託事務とされた経緯に鑑みると、治水に関わる部分以外は国が関与する必要はないのではないかと。

二級河川の河川整備基本方針等の策定にあたって国土交通大臣の同意がなければ、全国的なバランス等を勘案した最低限度の安全が確保されない恐れがある。国民が災害からの安全を等しく享受できるようにするためには、国土交通大臣の同意は必要である。

実際に協議当初の計画案の中には、例えば、他河川とのバランスからみて目標流量が低すぎる、上下流バランスがとられず下流市街地に危険が集中する、左右岸の堤防高が異なる等の適切でない事例も見られる。

また、洪水等による災害は地域的・時間的に偏って発生するものであり、地域単位では災害対応等の技術や経験が蓄積されにくい。国が自ら河川管理を実施していることによる経験や実績の積み重ねと、全国の災害等の分析等を通じて得られる技術的知見をもとに助言を行うことが必要である。

既に同意の基準等は示しているところであるが、河川は自然公物であり、河川毎に状況が異なることから、基準等による総論的・一般的な知見及び情報の提供のみではなく、個別・具体の事案の協議及び審査を通じて助言することが必要である。

河川の管理は、国が本来果たすべき責務であり、利水は、河川の流水が有限であることに鑑み、国民全体の貴重な資産として、公平かつ安定した水利用を図るという観点から、環境は、潤いのある水辺空間や動植物の良好な生息・生育・繁殖環境、地域の風土と文化の形成という観点から、ともに河川管理の重要な要素である。

河川の治水、利水、環境の機能は、相互に関連しており、河川整備基本方針等の策定にあたっては、これらの機能を一体として捉え、総合的に調和のとれた計画とすることが必要であり、治水に関わる部分について切り分けることはできない。

例えば、治水対策として河川の掘削を計画する場合には、動植物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全・復元を考慮するなど環境との調和を図り、また、既存の取水機能の維持など安定した水利用の確保を図る必要がある。

よって、治水部分について切り分けて同意することは適切ではなく現実的にも困難である。

また、地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)を踏まえた制度改正においても、二級河川の河川管理については、治水、利水、環境に切り分けることなく一体として法定受託事務に整理されたものであり、そのうえで、河川整備基本方針等の策定に関する事務の国の関与は、認可から同意に見直したものと認識している。

なお、第1次回答に対して、愛知県は「協議については、全国的に頻発する災害に対応するため、県の主体的な判断と地域のニーズに対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい」との意見、大分県等は「同意協議については、長時間を要することのないよう対応いただきたい」との意見であり、また、第4回提案募集検討専門部会(平成26年8月26日)において愛知県からは同意の廃止までは考えていないとの発言があったものであり、提案団体から同意手続きの廃止までは求められておりません。迅速な対応が求められていることについては、真摯に受け止め、同意手続きの一層の迅速化に努めてまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 27

管理番号	860	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	一の都道府県で完結する二級河川の水利使用手続円滑化のための国の同意の廃止				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新(軽微な変更を含む。)における国の同意を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、国に協議し同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など軽易な案件は、国の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行う場合は、国への手続が必要である。

上記許可に関し国の同意が必要である理由は、広域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するためとされているが、当該許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処分する場合であっても統一的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を県が管理しており、地方が単独で水利権の更新に係る判断主体となることに不合理な点があるとは言えないものと思料する。

県の審査後に、国の同意が必要な案件で協議から同意まで5か月を要したものもあり、更新手続に一定の時間が必要な状況であることに加え、協議に係る事務負担もある。

河川法第79条第2項第4号を改正し、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在国の通知により認められている軽易な案件だけでなく、全ての場合において国の同意を廃止する。

地域の実情や水利使用等のあり方も勘案しながら、国の基準を遵守して判断することで、効率的に事務処理を進めることが可能となり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。

根拠法令等

河川法第79条第2項第4号

河川法第79条第2項第4号の規定に基づく二級河川の特定水利使用の国による同意を要する協議は、広域にわたる水資源の開発とその合理的な利用を図るため、錯綜する複雑な利害関係を国家的見地から調整し、適正な処分を確保するため、必要である。

これは、一つの都道府県で完結する二級河川であっても、公共の利害に重大な影響を与える特定水利使用に係る同意については、一定の判断のもと全国的に統一された許可がなされるよう国への手続を求めるものであることから、本要望については応じられない。

国においても、協議に対し迅速に対応しているところであるが、適正な処分を確保するため調整に時間を要す場合もある。

なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月20日)において結論が出ていると承知している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特に意見はない。

なお、二級河川の水利権の更新における国の同意に当たっては、個別案件の性質も踏まえながら、できる限り手続が迅速化されるよう御協力をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 貴省の見解では、国の同意協議が必要な理由として、二級河川であっても他の地方公共団体に影響を与えるためとされているが、一都道府県で完結する二級河川において、他の地方公共団体に影響を与える具体的な例を明示していただきたい。

上記事例以外の、他の地方公共団体に影響を及ぼさない二級河川の特定水利使用許可については、更新を含めて国の同意協議を廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 国の関与を最小限とするため、例えば同意協議の範囲を、国が各事業における認可等の権限を有する範囲に限ることができるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

(また、特定水利使用のメルクマールは何が根拠となっているのか。)

○ 都道府県が水利使用者にもなり得るので、客観的な判断が困難とのことだが、都道府県が処分権者と申請者の立場を同時に有するのは、他の法制でも見られるところであり、処理基準を定めるなど都道府県が恣意的な処分ができない制度設計を行えば問題はないと考えるがどうか。

(そもそも特定水利使用に該当しなければ、現行制度においても都道府県が自主的に水利使用の許可を行っているところ。)

○ 各県における水需要への対応は、一級河川と二級河川が相まって賅っているのが実状であり、一つの県内の需要には一級河川と二級河川が連携協力しなければ対応できないことから、一つの二級河川のみ切り離して論じることは意味をなさない。

例えば、一見、県内で完結し水需要が賅えている二級河川bがあったとしても、近隣の二級河川aで水が不足する場合、b河川や一級河川等、流域や県域を越えて水を導水するなどによる対策が必要となる。二級河川a・bの特定水利使用又は一級河川について国による統一的な判断に基づき最適な水利使用の許可がなされている現状を踏まえると、他県の水利使用に影響を及ぼさない二級河川はそもそも存在せず、二級河川の特定水利使用については引き続き国の同意は必要である。

特定水利使用の範囲は、平成25年の政令改正により発電の範囲を縮小しており、地方公共団体の負担を軽減しているところであるが、特定水利使用の範囲と水道事業などの国の認可の権限の範囲は、それぞれ審査している観点が異なるため、必ずしも一致している必要はないと考える。

○ 処理基準は行政手続法に基づき、具体的な基準を画一的に定めることが困難な処分を除き、定め得る基準を定めたものである。

水利使用には様々なものがあり、従来の水利使用からは想定されないような新たな水利使用が生じることもあることから、処理基準を示すことのみで統一的な取扱いをすることは困難である。

また、このような状況を踏まえると、地域の利害を代表している県と県の間で対立が起こった場合、一方の県の判断で決まることは不適切であり、広域的な観点に立ち客観的調整を行う仕組みは引き続き必要である。

○ 第1次回答に対し提案団体からは、「特に意見はない。」とのことであり、同意手続の廃止は求められておらず、手続の迅速化については、今後も努めてまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番： 30

管理番号	743	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準の条例委任				
提案団体	豊田市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

入居収入基準を超える高額の収入として定められている(令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正内容】公営住宅法施行令第九条を「法第二十九条第一項に規定する政令で定める基準は、三十一万三千元以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。

【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加しすでに低額所得者とは言えなくなったものが、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡し努力義務が課せられている収入超過者235名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいる。

【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡しを請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。

【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者がいる一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、的確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。

【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに続いて明渡し請求の基準も条例委任とすることで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。

根拠法令等

公営住宅法第29条

既存入居者は、高額所得者にかかる基準が313,000円を超えるものであることを前提に入居しており、仮に条例委任されて当該基準が引き下げられた結果、高額所得者となり、明渡を請求されることとなると、居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨・目的から、当該既存入居者にとっては大変厳しい取扱いとなってしまうものと考えられる。

また、高額所得者制度は公営住宅制度の目的達成のために特に法律上規定されたものであるところ、公営住宅法第29条は借地借家法とは別個の明渡請求に係る要件及び効果を明確に規定した同法の特別規定と解される。

仮に当該収入基準を条例委任し、各事業主体が個別に基準を設けることができるとすると、もはや明渡請求に係る要件及び効果が明確に規定されているということではできず、借地借家法が適用されなければ、賃借人(公営住宅入居者)の居住の安定性を著しく弱めることとなり、民間賃貸住宅の借家契約との均衡の観点からも不平等であると考えられる。

借地借家法が適用される場合、同法第28条に規定される「正当の事由」が認められない限り、高額所得者に対し明渡請求を行うことはできず、明渡請求がより困難になることが予想される。そうなると、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸するという、公営住宅法の趣旨・目的をかえって阻害しかねないこととなる。

このため、収入基準を条例で定めることができるとする改正を行うことは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

公営住宅に係る入居契約は、公営住宅法等に基づき契約されており、法改正がされたことにより明渡を請求されたとしても、平成19年政令改正時の高額所得者に係る収入基準引き下げを鑑みれば、居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨・目的に反することはないと考えます。

明渡請求に係る収入基準の合理性は、最低居住水準の住宅を市場で確保できない者を、公営住宅の施策対象とする現行制度の考え方を前提とすれば、各地域間で格差のある所得水準、地価、民間賃貸住宅の家賃水準、供給量及び公営住宅へ入居できない低額所得者の状況等を踏まえて設定されるべきもので、それを踏まえて設定された収入基準については、明渡請求に係る合理性は確保されていると考えます。したがって、公営住宅法及びこれに基づく条例が優先して適用され、借家法及び民法の適用は排除されると思われ

全国知事会からの意見

公営住宅の明渡し請求に係る収入基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 持家の取得額や公営住宅の入居希望者の状況等は地域により大きく異なるため、高額所得者の収入基準は条例で定めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

また、入居収入基準については、地方公共団体が地域の実情を踏まえて条例で定めることとされており、入居収入基準を相当程度超えるものとして定められる高額所得者の収入基準も同様とした方が、制度として合理的である。

(なお、借地借家法の特例は、法律に対する特例である以上法律上規定すべきである。現行の公営住宅法

では、入居収入基準を「相当程度超えるものでなければならない」と要件等を法定しているため、条例により基準を定めても借地借家法の特例として問題はない。）

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

明渡請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法定明渡請求を講ずることができる場合を同法は限定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のみ)。「高額所得者」は、法定明渡請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があってはならず、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。

また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全国どこであっても自力で住宅を購入することが可能」な年収となる基準(月収)としているところ。これは、仮に高額所得者に対して明渡請求を行う場合においては、高額所得者の居住移転の自由を確保する観点から、移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額所得者の自由意思でほぼ全国どこにでも新たな居住先を求めるのに困難のない基準としていることによるものである。したがって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。

以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番： 30

管理番号	78	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の母」、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高く算定され、その結果として収入基準に応じて決定される家賃が高い階層に入ってしまうことなどがある。こうした「非婚」「既婚」による格差をなくするため、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう規制の緩和を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったということは、「子にとって選択の余地がない事柄を理由に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、権利を保障すべきだ」という考えが確立されてきている」として、非嫡出子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反する、と判断している。

このことは、婚姻歴の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことも示している。

【支障事例】

これにより、「非婚」「既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることはもとより、支払う家賃の軽減のみであれば、減免規定の適用も考えられるが、加えて政令月収の収入分位により認定される収入超過者となる事案も回避できると考える。

【懸念の解消策】

公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚」「既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。

根拠法令等

公営住宅法第16条、第28条
公営住宅法施行令第1条第3号、第8条

公営住宅の家賃は、入居者がその収入からみて負担できる金額を入居する公営住宅の立地・規模等の便益に応じて補正し、決定される。

公営住宅法及び所得税法を含め、我が国では法律婚を原則とした法体系となっている。公営住宅法における入居者の収入は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改正の可否については、同様に所得税法の例に準じている地方税、国民健康保険及び保育所の保育料等、他制度を含め我が国法体系の全体の中で検討していくべきと考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

法律婚を原則とする中で、所得税法の寡婦控除には婚姻歴が条件として求められていて、非婚で子供を産んだ後に子の父とは別の男性と婚姻し離婚した母子世帯には適用され、非婚のまま子供を養育する母子世帯には適用されない問題を抱えている。

そのような中、公営住宅法においては、同居承認、承継について事実婚及び婚姻予約者を認め、特に居住の安定を図る必要がある場合には、法律婚によらずとも婚姻関係を認めることが示されている例もある。

提案の寡婦控除を「婚姻歴のない一人親」に拡大させることについて、平成26年度税制改正大綱では、所得税の諸控除のあり方の中で検討を行うとされている。

一方、保育所の保育料では、児童福祉法により、「婚姻歴のない一人親」について、寡婦控除相当分の所得を控除するかどうかについては、各市町村で判断されている。

こうしたことから、公営住宅法でも「婚姻歴のない一人親」について、実態に即すことが出来るよう、施行令第1条3号の改正し、各市町村の判断で柔軟な対応が可能となるよう検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 公営住宅が憲法25条の生存権の保障にかかわる社会保障として位置付けられるのであれば、公営住宅の入居収入基準等は、所得税法の取扱に合わせるのではなく、社会保障としての判断を行うべきである。社会保障関係では、「母子及び寡婦福祉法」においては、非婚のひとり親も施策対象とされており、保育所の保育料については地方の裁量により寡婦(夫)控除のみなし適用を認める取組が進められていること、公営住宅でも母子世帯・父子世帯が優先入居の対象とされていること等から、公営住宅についても、地域の判断で寡婦(夫)控除のみなし適用を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

保育所の保育費用については、条例により寡婦(夫)控除のみなし適用及び保育費用の減免をすることが可能となっているものの、寡婦(夫)控除のみなし適用の具体的な効果は「保育費用の額」以外にはないと聞いている。一方、公営住宅法第23条の入居者要件の中の「収入」要件に寡婦(夫)控除のみなし適用を認めることとした場合、公営住宅の「賃料」だけではなく、そもそもの「入居収入要件」や事業主体による明渡請求の対象となり得る収入超過者や高額所得者の認定のあり方にも影響を及ぼすため、保育所の保育費用における運用と公営住宅法における「収入」要件の運用とを同列に扱うことはできない。なお、公営住宅法第16条第4項により、事業主体の裁量により、条例で公営住宅の家賃を個別に減免することは可能である。

また、公営住宅法における入居者の「収入」は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦(夫)控除の規定を「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改正の可否については、所得税全体の諸控除のあり方を議論する中で、併せて検討していくべきものとする。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 30

管理番号	822	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅の目的外使用の制限の緩和				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。

【改正内容・効果】

対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。

・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。

・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。

・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のランチ的な位置づけであると考えられる。

根拠法令等

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令第1条、第2条

公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。

公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」に対して、「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低額所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。

一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・「小規模多機能型居宅介護事業」における「ショートステイ」は、利用者に、数日間、入居してもらい日常生活を送れるようサービスを提供するものであり、公営住宅を「住宅」として使用する事業である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 公営住宅の居住要件については、既対象の「認知症対応グループホーム」でも平成18年からショートステイ・デイサービスが認められている。このため、同様に認知症高齢者を多く対象とし、ショートステイ・デイサービスを行う「小規模多機能型居宅介護事業」も目的外使用の大臣承認の特例を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
(このような取組は、高齢化する公営住宅の機能を高め、貴省が推進するスマート・ウェルネス事業にも資するのではないか。)

公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。

公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきものであり、「住宅に困窮する低額所得者」と同視できる範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」はあくまで「通い」を中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する事業とされていることから、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱う

ことはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 30

管理番号	822	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	公営住宅の目的外使用の制限の緩和				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、大阪府、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

公営住宅の目的外使用の対象事業として、グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話人等が生活や健康管理面のサポートをする)が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続きが必要である。

【改正内容・効果】

対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業」等を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、事務処理が合理化、簡素化されるため、同事業による公営住宅の有効活用促進に資することができる。

・また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「高齢者自立支援拠点づくり事業」(「高齢者自立支援ひろば」)についても対象に加えていただきたい。

・同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニティ支援機能(入居者間、入居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせて高齢者の支援を行っている。

・同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のランチ的な位置づけであると考えられる。

根拠法令等

公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令
第1条、第2条

公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。

公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」に対して、「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際に当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低額所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。

一方で、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を住宅として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・「小規模多機能型居宅介護事業」における「ショートステイ」は、利用者に、数日間、入居してもらい日常生活を送れるようサービスを提供するものであり、公営住宅を「住宅」として使用する事業である。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 公営住宅の居住要件については、既対象の「認知症対応グループホーム」でも平成18年からショートステイ・デイサービスが認められている。このため、同様に認知症高齢者を多く対象とし、ショートステイ・デイサービスを行う「小規模多機能型居宅介護事業」も目的外使用の大臣承認の特例を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

(このような取組は、高齢化する公営住宅の機能を高め、貴省が推進するスマート・ウェルネス事業にも資するのではないか。)

公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対して「低廉な家賃で」住宅を賃貸等することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。

公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきものであり、「住宅に困窮する低額所得者」と同視できる範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」はあくまで「通い」を中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供する事業とされていることから、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 58

管理番号	861-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。
公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。

都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。

敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。

根拠法令等

公営住宅法第2条・第36条
公営住宅法施行令第10条

公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するだけでなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。

公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替を実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。

なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。

また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されるとのことであるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなっており、コンパクトシティを目指すべきと考えことから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、現地要件については、仮に非現地建替を認めた場合、明渡請求という入居者の権利を強く制約するものを伴うことから、事業主体の判断により行われる公営住宅の建替のために、責めに帰せられるべき事由のない居住者が非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を著しく侵害することとなる。これを踏まえれば、如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適當である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 58

管理番号 861-2 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土木・建築

提案事項(事項名) 地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等

提案団体 愛媛県

制度の所管・関係府省
国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。
公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。

都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。

敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけではなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。

根拠法令等

公営住宅法第2条・第36条
公営住宅法施行令第10条

公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するだけでなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。

公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替を実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。

なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。

また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されるとのことであるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなっており、コンパクトシティを目指すべきと考えることから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

市街地要件で定める「市街地の区域内」や「市街化が予想される区域内」とは、公営住宅法上具体的な定義があるわけではなく、また都市計画法、都市再生特別措置法等他法令から特に引用されている概念でもないが、少なくとも「市街地の区域内」という文言により、ご指摘のような「都市計画区域外等の郊外」にある公営住宅を一律に排除する趣旨ではない。

なお、個別の建替事業について、当該事業区域が市街地要件を満たすものか、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 58

管理番号	861-3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。
公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1住戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建替える場合は、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却予定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障(移転に関する協議が長期化し従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。

都市計画区域外等の郊外や小規模敷地での建替、人口減少を受けた従前戸数未達の建替といった地域の実情、個々の団地事情に応じた公営住宅建替事業が不可能である。

敷地規模要件や戸数要件がなければ、人口減少を受けた中長期的な公営住宅の需要に応じ、公営住宅の直接供給だけでなく、借上げ公営住宅の導入や公営住宅以外の住宅による対応等、地方の実情、個々の団地事業に応じた柔軟かつ円滑な建替や非現地建替が公営住宅建替事業として可能となる。

根拠法令等

公営住宅法第2条・第36条
公営住宅法施行令第10条

公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するだけでなく、従前そこで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を与えかねず、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されることから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。

公営住宅法第36条等において、公営住宅建替事業を行う要件として、区域要件及び規模要件、戸数要件が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替を実施するため、戸数要件は公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するため、それぞれ設けられている要件であり、公営住宅の整備促進又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。

なお、公営住宅法第36条第3号ただし書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画が定められている場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公共賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合には、特例として戸数要件を緩和することが認められている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。

また、効率的な建替を実施するために市街地等の区域要件及び規模要件を、公営住宅が不足している状況下で再入居を補償するために戸数要件を存置されるとのことであるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅が不足することは考えられず、国においても人口減少を受け、インフラ長寿命化基本計画が策定され、インフラの統廃合などを計画的に実施することとなっており、コンパクトシティを目指すべきと考えことから、これらを促進するためにも、要件は廃止すべきと考える。また、非現地であっても集約する住宅の入居者を含めた戸数を整備するのであれば再入居の補償は可能と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、戸数要件については、公営住宅が不足している状況下で従前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するために設けられた要件であるが、当該除却されるべき公営住宅の土地の区域において道路、公園その他の都市施設に関する都市計画が定められている場合等「特別の事情がある場合」においては、現行法においても、「当該除却すべき公営住宅のうち次条第一項の承認（公営住宅建替事業に関する計画の国土交通大臣承認）の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数を超えれば足りる。」としているところ。

現在、地域の状況によっては公営住宅に対するニーズが減少していることも考えられることから、そのような場合において居住者の再入居を保障することを前提に、「除却前の入居者数以上」となるように公営住宅を建て替える場合には、公営住宅法第36条第3号の「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことが可能である。

なお、個別の建替事業について、当該地域において公営住宅に対するニーズが減少している等の「特別の事情がある場合」に該当するものか、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番： 50

管理番号	75	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権(任命権)及び教職員定数設定権限等の移譲				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

都道府県教育委員会の県費負担教職員の人事権(任命権)、県費負担教職員に係る定数の決定、及び学級編成基準の決定についての権限を中核市に移譲する。
また、県費負担教職員の給与負担、及び管理事務すべてを行うための必要経費確保のため財源についても移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

少子高齢化・国際化が進む中、これまでの画一的な施策では対応できない様々な教育課題が生じていて、少人数学級の更なる推進や地域の特性に応じた教育職員の配置等を柔軟に行い、様々な教育ニーズに対応できる地方分権型の仕組みづくりが必要となっている。

そのためには、地方の権限と責任の明確化や一体化、地域に根ざした優秀な人材を確保・育成することが必要であり、既に移譲されているサービスの監督に関する権限だけでなく、市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する職員(県費負担教職員)の人事権(任命権)や、これに関係する県費負担教職員の定数の決定権、学級編成基準の決定についても移譲される必要がある。人事権が住民により近い立場にある市に移譲されることにより教職員の人事評価を的確に反映させることが可能になると考える。

また、人事権(任命権)やこれに関する決定権が移譲される場合には、財源の確保も必須となる。具体的には、教職員の異動や新規教職員採用、管理職選考、懲戒・分限処分、給与手続きなどに関する事務を行う人員体制の構築と事務処理に係る経費の担保が必須となると考える。このように、事務処理に係る経費を担保したうえで、県費負担教職員の給与等の負担についても移譲されることで、移譲された市はより責任感を持って教職員の異動や管理、監督責任を果たすこととなると考える。

なお、権限の移譲に当たっては、個々の都道府県の特例条例による権限移譲ではなく、法改正による権限移譲とすることとし、移譲を希望する基礎自治体への県費負担教職員の人事権等の権限移譲の早期実現を強く要望する。

※制度改正による効果や人事交流の仕組みについては別紙のとおり

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第37条第1項、第41条第1項、第2項、第42条、第46条、第58条
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律 第3条第2項
市町村立学校職員給与負担法 第1条

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市では、移譲に向けた県との協議の中で、広域での人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築していくとともに、他市町へ移譲のための説明を行い、理解を得ていきたいと考えている。

国においては、法改正による中核市への権限移譲について、積極的な検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急を実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのよう

に予定しているか。

○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。

○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。

なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。

制度改正による効果、人事交流の仕組み等（松山市）

【教職員の配置等を柔軟に配置できず生じている支障】

義務標準法で認められている学級編制の弾力化については、県全体で統一された運用となっている。中 1 ギャップの解消等、地域の特殊事情に則した配置を要望しても認められないため、教職員の負担が解消されない。

【制度改正による効果】

・松山市で独自の研修等を重ね、松山市らしい特色ある指導をしていく中で、育て上げた教職員が異動で他市町に配属となってしまうことがある。「人事権」が移譲されれば、これまで以上に、研修等を計画的、効率的に実施しすることができ、各学校へバランスの取れた教職員の配置が可能となる。

・本市独自で教職員を採用し、本市の特性を踏まえた指導、研修を行い、地域に根ざした教育を実践する中で、人事評価を的確に実施し、意欲ある教職員を適材適所へ配置することで、健全な学校運営を実施することができる。

【人事の固定化に対する懸念】

松山市は、愛媛県全体の 3 分の 1 の約 50 万人の人口が集中しており、小中学校 84 校、教職員約 2,400 人を擁している。また、山間部、都市部、島嶼部と自然に恵まれた環境にあり、松山市内だけでの異動で様々な環境での教育活動ができるため、固定化・マンネリ化に繋がる懸念はないと考えている。

【小規模市町村との人事交流の仕組み】

県を含めた広域での市町調整協議会等を設置し、移譲スタート後は連絡協議会等を設置し、定期的に調整協議を行うなど情報の共有化等を行う必要があると考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番: 50

管理番号	84	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権や学級編制基準制定権及び教職員定数権に関する権限の市への移譲				
提案団体	和歌山市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の人事配置や学級編制に関する1学級の定数の基準の制定及び教員配当の定数の決定に関する権限移譲を希望する中核市に移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

現場に近い市が子どもの状況や学校の運営状況をより詳細に把握しており、市が主体性を発揮し、創意工夫を活かした特色ある質の高い義務教育を実現するとともに、地域に根ざした人材を育成・確保するためには、人事権や学級編制基準及び教員定数の決定に関する権限が市に移譲されることが不可欠である。

【制度改正の必要性】

本市においては、地域の実情に応じ、児童生徒に対してきめ細かい個に応じた指導を推進し、学力の向上や心の教育の充実を図りたいと考えているが、そのためには、より良い教育環境が必要であり、上記の人事権等の市への移譲が必要と考える。

【制度改正による効果】

市に人事権があることにより、学校地域の実情にあった教職員配置、市立学校が必要としている能力の高い教員の採用を、市が責任を持って実施できる。

【小規模市町村との人事交流】

現在、和歌山県の場合には、郡市間の人事交流を実施し調整しており、このシステムを続けることが必要である。

【権限移譲に伴う財源移譲】

人事権と給与負担が一致することにより、権限と責任の一元化が図られ、より地域の実情に応じた教育施策の実現が可能になると考えるため、権限移譲にあたっては、県費負担教職員の給与負担、及び必要な所要額全額の財源を市に移譲する。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
市町村立学校職員給与負担法

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

和歌山市としては、地方分権改革の推進者としての中核市の役割を強く意識しています。
 県費負担教職員の人事権等の移譲に関しては、希望する中核市に権限を移譲する方向で、検討していただきたい。
 小規模市町村単独の人事についての弊害については、小規模市町村を含む一定規模の区域を設定し、その区域間及び中核市との間で人事交流の仕組みを構築することによって、解決できると考えます。したがって、現時点では、中核市への移譲実現に向けた法的な整備の検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
 人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急を実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。
- 事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。
- 県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。

なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番： 50

管理番号	346	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権等の移譲				
提案団体	大分市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

- ・都道府県教育委員会に属する、県費負担教職員の任命権を中核市教育委員会に移譲する。
- ・都道府県が定めるように規定されている学級編制基準及び県費負担教職員の定数決定権を中核市に移譲する。
- ・都道府県の負担としている市町村立小中学校の職員の給与等を中核市の負担とする。

(参考)

指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

市町村にとって、県費負担教職員は市町村の職員であるものの、その任命権は都道府県にあるため、所属市町村への帰属意識が乏しい面がある。また、中核市独自の教職員研修を実施しても、養成した教職員が他市町村に異動することが多く、費用対効果の面でも課題がある。

学級編制について、法的には各市町村の判断により柔軟な編制が可能となっているが、教職員配当などの定数決定権がない。

【制度改正の必要性】

教育の責任を負う市町村が、学校設置者として、より主体性を発揮し、創意工夫した特色ある教育を行うためには、地域に根ざした意識をもつ優秀な教職員の確保が必要である。

定数決定権が、給与・手当等の決定権限及びその財源を伴い移譲されることにより、学校の実情に応じた定数措置や少人数学級の編制など、児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実が可能となる。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条及び第41条
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条
市町村立学校職員給与負担法第1条

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特になし。

全国知事会からの意見

政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を実現すべく早急に検討を行うこと。なお、検討期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。

○事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状

況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。

○県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。

なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番: 50

管理番号	399	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担職員の人事権等の移譲				
提案団体	特別区長会				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

区立小中学校教職員の人事権、教職員定数などの権限を必要な財源と併せ、特別区に移譲する。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

現状では、人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。(※1)
一方で地域防災拠点としての学校の位置づけ、学校支援地域本部の立ち上げ等、学校と地域(町会、自治会)との結びつきは新たな局面を迎えている。(※2)

【制度改正の必要性】

人事権等が移譲された場合、①「特別区人事委員会の共同処理により、ある一定規模の安定した採用等が行える一方で、各区独自の人材育成により、区独自の教育施策を推進することが容易になる。」②「各区の人事構想に基づき人事の調整を図ることによって、施策の推進、課題を解消できる組織力の強化につながる」といった地域の実情に合わせた効率的な人事を行うことが可能となる。

* その他(特記事項)欄のとおり、(※1)(※2)に関する具体的な支障事例は別紙に記載。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条、第40条、第41条
公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律第10条

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案の実現に向け、地方分権推進の観点から移譲に向け前向きな検討をされたい。

また、追加の支障事例として、「サービス事故を起こした教職員の処分権限が東京都にあることから、処理の手続きとして区の教育委員会と都の教育委員会で事故報告書の作成、事情聴取の手続き等で二重の処理が生じ、処分に至るまで相当な時間がかかるため、教職員への指導と懲戒処分が一貫性のないものとなっている。」ことが挙げられる。

なお、現在、学校現場には、県費負担の事務職員と区費の事務職員が混在し、同一の学校の事務職員でありながら、人事権が都と区に別れていることから、二つの人事制度により人事管理を行っており、給与制度、休暇制度、勤務時間制度等も異なるため同一職場で同一労働に従事しているものの労働条件が異なる実態がある。

全国知事会からの意見

政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。
- 事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。
- 県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。

なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。

県費負担職員人事権等の移譲に係る具体的な支障事例

提案提出：特別区長会

区分	提案事項	項目	内容
権限移譲	県費負担職員人事権等の移譲	<p>「人事権等が都にあることや、各学校の状況を区教育委員会でまとめ、都へ報告するため、区が責任を持って、地域の実情に応じた学校教育を推進できる体制にはなっていない。」ことによる具体的な支障事例</p> <p>1</p> <p>2</p>	<p>① 現行の人事制度は、東京都広域人事の特性として、原則として3市区町村以上の勤務経験を経ないと、同じ区に配置できないとしている。しかし、このことにより、独自の教育施策の担い手として、各区の地域特性に根ざした長期的研修プログラムによる人材育成が困難になっている。</p> <p>② 地域の実情及び区内のバランスを踏まえた人事構想を都へ報告しても、都全体の人事構想の中では反映されにくい。</p> <p>① 広域人事の特性として、教員の通勤時間が長くなる傾向は免れない。今後、地域防災拠点として区立学校を位置づけ、教員に一定の防災上の役割を与えたときに、緊急時参集等において、このことが大きな課題となる。</p> <p>② 学校と地域の結びつきを継続し、更に強化、発展させていくためには区の人事構想を反映する必要があるが、特に管理職においては区の施策や地域になかなかなじみず、学校や教育委員会の負担となることがある。</p>

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番： 50

管理番号	438	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の人事権の市への移譲				
提案団体	全国特例市市長会				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の人事権について、都道府県から移譲を希望する市へ移譲ができるようにするとともに、移譲に伴う経費について確実な財政措置を講じること。
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
小中学校は、市町村が設置し、教職員も市町村に身分を有しているながら、市町村立学校職員給与負担法により給与負担が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第37条第1項の規定により人事権が都道府県・指定都市にあるため、市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない。
県費負担教職員の不祥事等に関しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第43条第3項の規定により任免、分限又は懲戒に関する事項は都道府県条例で定めることとされているため、市では懲戒処分をすることができず、教職員は、人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている。
市町村の教職員人事権について、都道府県から義務教育の実施主体である市町村に移譲することが望ましいといった中央教育審議会の答申が出されているが、一向に進展がない。

【懸念の解消策】
別紙のとおり

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律37条1項、43条3項、58条1項

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

第1次回答では「指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえて」とあるが、教職員の人事権については、既に指定都市に移譲されていることや大阪府豊能地区における実績を踏まえると、給与負担の移譲の状況を待つのではなく、早急にご検討をいただきたい。

また、「都道府県及び町村の意見を御確認いただき」とあるが、提案団体が都道府県や町村の意見集約をし、総意を得た上で提案するという事は困難である。本提案内容は、国において継続的に議論されていること、また、過去に全国知事会や全国市長会、中核市市長会や全国特例市市長会などから数多くの要望や提言を行っていることを踏まえると、国の責任において制度設計を図るべきと考える。

現状の都道府県主導の事務処理特例制度の下では都道府県の権限移譲に対する姿勢や財政支援措置に差異があることから、移譲を希望する市に等しく権限及び財源を移譲するために、法による権限移譲を求めるものである。

本提案は、「県費負担教職員の人事権の移譲」に関し「希望する市への移譲」として、新たに制度化された「手挙げ方式」による権限移譲を求める内容となっている。これまでの国における継続的な議論に加えて、新たな「手挙げ方式」での実現可能性も含めてご検討いただきたい。

全国知事会からの意見

政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその

間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。
- 事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。
- 県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。

なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。

県費負担教職員の人事権の市への移譲（全国特例市市長会）

懸念の解消策

○人事権のみ求める理由

⇒制度改正により、市町村職員ではあるが人事権を有していない現行制度の根本を変えようとするものであり、定数決定権、学級編成基準及び給与負担とは本来、一体の権利であると理解しているが、現段階では人事権以外の部分は全国特例市市長会として議論が煮詰まっていないため、大阪府豊能地区における事例を踏まえ、実績のある人事権についてのみ移譲を求めるものである。

○事務処理特例条例により、人事権は移譲可能なので、それに対応してはどうか。

⇒大阪府豊能地区における事例については、大阪府の先進的な取り組みによるところが大きい。現在に至るまで国において議論が継続されていること、また、過去に全国知事会や全国市長会、中核市市長会や全国特例市市長会などから数多くの要望や提言を受けていることを踏まえると、国の責任において制度設計を図るべきと考える。現状の都道府県主導の事務処理特例制度の下では都道府県の権限移譲に対する姿勢や財政支援措置に差異があることから、移譲を希望する市に等しく権限及び財源を移譲するために、法による整備を求めるものである。

○「市が行おうとする教育行政に必要な人材を確保することができない」と考えている根拠は何か。また、そのことによりどのような支障事例が具体的に発生しているのか。

⇒個々の教育現場において現実には発生している様々な問題（いじめ、体罰、防災拠点施設としての学校の運営面等）を解決する方法として、教職員の適正配置や加配が必要であると考えており、そのための教職員人事権の移譲を求めるものである。

○「人事権や処分権がある都道府県への帰属意識が強くなり、地域に根差す意識を持ちにくくなっている」と考えている根拠は何か。また、そのことによりどのような支障事例が具体的に発生しているのか。

⇒市で独自の教育行政を進める場合、現在の採用制度では、都道府県下のどこに配属されても良いとの意向を持つ教職員がおり、市への帰属意識は大変希薄であるとともに、市独自の教育カリキュラムの内容について認識の低い教職員もいることから、市が目指す学校づくりのヴィジョンを理解し、実践できる人材を必ずしも確保できていない。市独自で教職員を採用することとなれば、市への帰属意識が強く、市の教育方針に共感し、目指すべき学校づくりを実践できる人材を確保できるものと考えている。

現在、人事権・処分権は都道府県にあり、服務監督権は、市に委ねられている。この構図はあくまでも都道府県に任免権があることから、市で指導し、最終的に市で処分するといったことはできない仕組みになっている。具体的には、小学校教諭が勤務校に持ち込んだ私物USBメモリに個人情報記録し、校外へ持ち出し紛失した際に、当該教職員に対し、市の基準に沿って懲戒処分等を行えなかった等の事例がある。また、人事権及び処分権を市が有していないことから、厳格な処分や必要な対応を行うことができなかった。

○これらの支障事例は人事権を移譲することにより、どのように解消されていくと期待するか。

⇒

- ・地域のニーズや学校の実情に応じた人事異動、採用が可能となる。
- ・市が求める資質、能力を有する人材を確保することができる。
- ・市の主体性や独自性を生かした取組みや制度設計を進めることができる。
- ・特色ある学校づくりの推進など市による独自の教育改革が進められるようになる。
- ・市が自ら採用することにより、責任ある教育行政を行うことができる。
- ・一人一人の教職員の状況をよりの確に把握できるため、学校要望に合った適材適所の人事配置が可能となる。
- ・教職員が市長を身近に感じ、市全体で新しい組織作りを構築しようという機運が高まると期待する。
- ・同等の不祥事に対する懲戒処分等に関し、教職員と教職員以外の市職員と処分の程度が異なるといった支障が解消される。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番： 50

管理番号	689	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲				
提案団体	大阪府				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

県費負担教職員の給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定の移譲
(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

県費負担教職員の人事権を有する指定都市に対して、給与等の負担・定数の決定・学級編制基準の決定を移譲することを内容とする「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第4次一括法)が本年6月4日に公布され、平成29年度を目途に移譲されることとなった。

大阪府では、地方分権をより一層推進する観点から、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任を明確化するため、条例による事務処理の特例制度を活用し、小中学校の教職員の人事権を平成24年度に豊能地区3市2町(豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町)へ移譲した。

【制度改正の必要性】

県費負担教職員の人事権と給与負担は一致すべきであることから、特例制度により人事権を移譲した市町村に対しても指定都市と同様の取扱いがなされれば、市町村がより主体的に義務教育を実施することができるようになる。

【制度改正の効果】

義務教育の実施主体である市町村の責任と権限が明確になる。

給与や勤務条件を独自に決定できることにより、地域の実情に応じた特色ある教育を行なうための人材を確保する事ができる。

根拠法令等

市町村立学校職員給与負担法(5条)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律(附則15条)
義務教育費国庫負担法(8条)
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(9条)

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

人事権を有しない市町村への人事権等の移譲について、実現に向けて対応を検討するとのことだが、大阪府では、小規模市町村における教職員の人材確保等の問題を考慮したうえで、一定規模の生徒数や教職員数が得られるブロック単位で人事権を移譲することとしている。この考え方で、人事権を移譲した豊能地区3市2町においては、法定協議会による事務の共同処理や、教員採用選考の共同実施などにより教職員人事行政の運営に支障は生じていない。

については、このような対応がなされたうえで、すでに条例による事務処理の特例制度を活用し人事権を有している市町に対しては、指定都市と同様に給与等の負担の移譲が早急になされるべきである。

全国知事会からの意見

政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急を実現すること。なお、検討にあたっては、期

間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。
- 事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。
- 県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

小中学校の県費負担教職員の人事権者と給与負担者は一致するのが望ましいが、現行法上、県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)は、事務処理特例制度を活用している場合であっても、都道府県が有することから、当該制度を活用している市町村の給与等の負担の市町村への移譲は、法律上の人事権の移譲と合わせて検討することが必要である。

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

したがって、市町村への法律上の人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び市の意見を御確認いただき、都道府県や市との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第2次回答

重点事項通番： 50

管理番号	969	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	県費負担教職員人事権の移譲 教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲 教職員の給与等決定権の移譲				
提案団体	中核市市長会				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

教職員の人事権等を都道府県から中核市に移譲することで、地域の実情に応じた特色ある教育の実施が可能になる。中核市には既に研修権が移譲されているが、異動によりその効果を活かしづらいことや研修意識の高揚を図るという点で支障となっており、中核市に人事権が移譲されることで、地域に根ざした優秀な人材の育成・確保が可能になる。また、人事権と給与負担は一致すべきであり、給与等決定権についても移譲するとともに学級編制基準制定権及び教職員定数権の移譲も併せて求めるものである。

(参考)
指定都市については、第4次一括法により移譲済み

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
英語科の副読本を独自に作成し英語教育研修に注力するも、育成した教諭が他市町に異動することがあり、研修の成果を地域の教育に還元できない。
市の職員である一方、人事権が県にあるのは責任と権限の不一致であり、教職員が不祥事を起こした場合等の懲戒処分を決める際、服務監督者は市でありながら、処分の決定は県が行っているため、県と市の懲戒処分の基準が異なり、市職員の処分と整合しない場合がある。
中学に入学すると不登校になる生徒が多いため、その対応として中1を35人学級にしたいと考えても、県の方針に従わなければならないので市の方針で進めることができない。
市内に多くの外国人児童生徒が在籍しているにもかかわらず、外国語に堪能な教員や日本語指導ができる教員の加配が十分ではない。

【制度改正の必要性】
地域の実情に応じた特色ある教育行政が市の行政と一体となって行われるためには、人事権等の移譲が必要であり、また、複式学級など地域の実態に応じた教職員の配置を行うことで課題への柔軟かつ迅速な対応が可能となるとともに、教育活動の充実につながるものである。

【懸念の解消策】
人事異動はできるだけ広域性が必要であるなどの懸念については、現状においても市内での人事異動がほとんどであり固定化していないとする市があるほか、近隣市町村との人事交流や広域連合等広域連携の仕組みの中で解消できると考える。そうした状況は各中核市で事情が異なるので、選択制とすることにより実情に応じた移譲ができると考える。

根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律
 市町村立学校職員給与負担法

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定において、中核市への人事権等の移譲について、「中核市に係る県費負担教職員の給与等の負担、都道府県教育委員会の県費負担教職員の任命権、県費負担教職員に係る定数の決定及び学級編制基準の決定については、教育行政の在り方についての検討状況や、県費負担教職員の任命権に係る条例による事務処理特例制度の運用状況を踏まえつつ、広域での人事調整の仕組みにも配慮した上で、中核市に権限を移譲する方向で検討を行い、小規模市町村を含めた関係者の理解を得て、平成25年度以降、結論が得られたものから順次実施する。」こととされている。

この閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会においては、市町村への人事権の移譲については、都道府県に人事権があることにより、教職員を育成すべき市町村の当事者意識が薄らぐという意見や、人事権を移譲し、市町村で教職員を採用することにより、責任と権限を一致させるべきであるなどの意見があった。一方で、離島・中山間地域では管理職の不足など広域人事が必要となる状況があり、町村単独で人事を行うことは困難である、小規模の自治体で採用試験の業務は困難ではないかなどの意見があった。

このため、平成25年12月の中央教育審議会答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村における教職員人事行政に差し支えがないことが確認できた場合には、必要な対応を検討することとしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

県費負担教職員の人事権等について、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討するとされているが、これまでの検討過程において全中核市一律での移譲を前提としていることで移譲が進まないのではないかと考える。地方分権改革を進め移譲を実現するためには、選択的に移譲する「手挙げ方式」の活用も必要であり、中核市市長会としては、「手挙げ方式」で希望する中核市への移譲を提案したものである。

小規模市町村を含む一定規模の区域における人事交流の仕組みについては、地方自治法に基づく協議会、広域連合などの仕組みを活用することで対応可能であると考えている。都道府県及び町村との調整については、今後の移譲実現に向けた検討の中で必要に応じ適切に対応していきたいと思うが、まずは、国において意見の確認方法や制度設計を示していただき、その上で、その方針を踏まえながら都道府県や町村と協議するといったプロセスを考えている。

国においては、市町村への人事権等の移譲にあたり、指定都市への給与等の移譲において現時点で踏まなければならない事項を示すとともに必要な対応の検討を早急に進めていただきたい。

全国知事会からの意見

政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるようにするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

人事権の移譲については、平成17年10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」において、「当面、中核市をはじめとする一定の自治体に人事権を移譲し、その状況や市町村合併の進展等を踏まえつつ、その他の市区町村への人事権移譲について検討することが適当である。また、人事権の移譲に伴い、都市部と離島・山間部等が採用や異動において協力し、広域で一定水準の人材が確保されるような仕組みを新たに設けることが不可欠である。」と答申されている。本答申から9年が経過し、文科省ではその

間、検討することとしているが、未だに実現していない。今回、新たに「手挙げ方式」が導入されたことから、広域的な人事交流の仕組みを構築した上で、人事権、教職員定数決定権、学級編制基準制定権等について、「手挙げ方式」による移譲やそれに伴う税財源移譲を早急に実現すること。なお、検討にあたっては、期間に期限を設けるなど、確実な検討を行うこと。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 人事交流の仕組みの構築について、今後どのように検討を進めるか。また、そのスケジュールはどのように予定しているか。
- 事務処理特例により県費負担教職員の人事権が大阪府から委譲された大阪府豊能地区における運用状況を速やかに把握し、中央教育審議会における検討を急ぐべきではないか。
- 県費負担教職員の人事権の移譲を希望する市町村があれば、地方教育行政法の事務処理特例制度の活用を推進すべきではないか。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

小中学校の県費負担教職員の人事権等(定数、学級編制基準の決定及び給与等の負担を含む。以下同じ。)を都道府県から市町村に移譲することについては、平成25年3月の「義務付け・枠付けの第4次見直し」の閣議決定を受けて検討を行った中央教育審議会の答申においては、「引き続き、小規模市町村を含む一定規模の区域や都道府県において人事交流の調整を行うようにする仕組みを構築することを前提とした上で、小規模市町村等の理解を得て、中核市をはじめとする市町村に移譲することを検討する」とされたところである。

したがって、市町村への人事権等の移譲については、平成29年4月に予定されている指定都市への給与負担等の移譲の状況を踏まえるとともに、都道府県及び町村の意見を御確認いただき、都道府県や町村との間で合意がなされる場合には、必要な対応を検討することとしたい。

なお、「手挙げ方式」との御提案であれば、現行制度における事務処理特例制度を活用し、都道府県及び周辺市町村との調整がつき次第市町村に人事権を移譲することも可能であり、積極的に活用いただきたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 14

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】
麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件の下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。
一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増えている麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲受を行いたいが、許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければいけないため、時間がかかるなど不便な状況にある。
また、都道府県にとっては許可情報が事後に厚生局から送られるため、許可の事実を把握できず、監視指導の時期が合わない場合がある。

【制度改正の効果】
都道府県が麻薬小売業者の免許と併せて事務を行うことで、効率的な事務処理、実質的な監視指導が可能となる。

根拠法令等

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であると考ええる。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

地方厚生局からの許可情報の遅延については、その情報提供体制を見直し、迅速に情報共有を行えるように改善可能であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

医療用麻薬の流通管理のうち、現在、卸売・小売・施用の免許および廃棄に係る事務は、都道府県が担当しており、小売業者間譲渡許可事務も都道府県に移譲することが合理的であると考ええる。

譲渡許可事務については、許可基準のガイドライン等があれば、対応可能と考える。

また、本県においては、これまでの状況から麻薬の不正流通はほとんどなく、万一、不正事案が発生した場合にも、国(厚生局麻薬取締部)と都道府県との捜査上の協力規定が法に定められており、実務上の支障は少ないと考える。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 在宅緩和ケア推進において、都道府県にどのような役割を期待しているのか。都道府県はすでに薬局監視等により適正な流通管理を担保しており、在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当であると考ええる。

○ ヒアリングでは、不正流通への懸念が示されていたが、定性的な説明に終始していた。提案団体からは、通常都道府県が薬事監視等を行っている麻薬小売業者間のやりとりであることから、都道府県で対応が可能とされている。都道府県では支障があるとするならば、実際の事例に基づいたより具体的な説明を求める。

- どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。
- なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 14

管理番号	310	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可の国から都道府県への移譲				
提案団体	熊本県、佐賀県、大分県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働省(地方厚生局麻薬取締部)が行っている麻薬小売業者間譲渡許可を都道府県知事が行うことができるよう権限を移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

麻薬の譲渡は、麻薬小売業者の免許を有しなければ行うことができないが、当該免許交付は都道府県知事が行い、麻薬小売業者間譲渡の許可は九州厚生局で行っている。許可申請者は、事前相談のために、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部を訪問する場合もあり、移動距離や時間、経済的な面での負担となっている。

【制度改正の必要性】

麻薬小売業者(薬局)は在庫を十分に抱えているところが少ない状況にある中、麻薬小売業者間譲渡許可は、医療用麻薬を麻薬小売業者(薬局)間で譲渡譲受できる実質唯一の方法である。麻薬処方せんを持つ患者への迅速な調剤提供を行い、在宅緩和ケアを推進するためにも、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2、麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を、厚生労働省地方厚生局(麻薬取締部)から都道府県に移譲する必要がある。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であると考ええる。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県においても、普段から薬事監視や医療用麻薬の監視業務に従事しており、監視マニュアル等によりそのノウハウの蓄積も行われており、不正や違反がある場合、都道府県と国の厚生局との連携により対応可能と考える。

都道府県に移譲した場合においても、許可の運用基準を明確に定めることにより、円滑に許可業務を運用でき、また、譲渡許可を受けた小売業者の不正防止にも資すると考える。

いずれにしても、大きな流れとしての在宅医療を推進する中で、患者の疼痛管理を円滑に進めるためにも国から都道府県への移譲が必要であると考えるので、検討されたい。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 在宅緩和ケア推進において、都道府県にどのような役割を期待しているのか。都道府県はすでに薬局監視等により適正な流通管理を担保しており、在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当であると考ええる。

○ ヒアリングでは、不正流通への懸念が示されていたが、定性的な説明に終始していた。提案団体からは、通常都道府県が薬事監視等を行っている麻薬小売業者間のやりとりであることから、都道府県で対応が可能とされている。都道府県では支障があるとするならば、実際の事例に基づいたより具体的な説明を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

○ どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

○ なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 14

管理番号	581	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可となっているが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】
麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項により、麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡す場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととなっている。この許可の申請先は、厚生労働省(厚生局)である。

【制度改正の必要性】
許可申請を麻薬小売業免許の権限を有する知事へと移譲することで、申請先が一本化され、申請者にとって時間的・経済的な負担が軽減される。

また、譲渡許可の取得が促進され、麻薬調剤業務の円滑化及び患者の利便性が向上する。

麻薬小売業者間の譲渡許可の前提となる麻薬小売業の免許は知事権限となっており、事務処理も含め、支障が生じることはない。麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、監視指導・麻薬対策課長通知等で許可要件も明確になっている上、全国的にも広がりを見せており、譲渡許可を例外的な取扱いとする事案には当たらない。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であるとする。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

麻薬小売業者に対する立入検査については都道府県で行っており、麻薬小売業者間譲渡許可に基づく譲渡についても併せて確認を行っていることから、対応が可能であるので、都道府県に移譲すべきである。

なお、不正事案等への対応については、都道府県に権限が移譲された場合でも、法56条(麻薬取締官と麻薬取締員の協力)の規定により連携して対応すべきものとする。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 在宅緩和ケア推進において、都道府県にどのような役割を期待しているのか。都道府県はすでに薬局監視等により適正な流通管理を担保しており、在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当であるとする。

○ ヒアリングでは、不正流通への懸念が示されていたが、定性的な説明に終始していた。提案団体からは、通常都道府県が薬事監視等を行っている麻薬小売業者間のやりとりであることから、都道府県で対応が可能とされている。都道府県では支障があるとするならば、実際の事例に基づいたより具体的な説明を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

○ どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

○ なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 14

管理番号 589 提案区分 A 権限移譲 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲

提案団体 京都府、兵庫県

制度の所管・関係府省
厚生労働省

求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

都道府県の許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であると考ええる。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

麻薬取締官が不正や違反が疑われる事案に精通していることは理解するが、本件の譲渡許可については、都道府県により薬事監視等が行われている麻薬小売業者間のやりとりであることから、業務上のノウハウを持ち合わせており、違反の監視について、都道府県で対応は十分に可能と考える。

また、麻薬小売業免許と譲渡許可を一体的に申請・受付ができるよう、申請様式や手続きを整備することで、一定の事務の簡素化と申請業者の利便性が図られ、譲渡許可件数も増え、緩和ケアの推進に資するものと考えられるため、権限の移譲について検討されたい。

全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って、麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 在宅緩和ケア推進において、都道府県にどのような役割を期待しているのか。都道府県はすでに薬局監視等により適正な流通管理を担保しており、在宅緩和ケア推進において重要な役割を期待するのであれば、事務の効率性からも権限移譲は妥当であると考ええる。

○ ヒアリングでは、不正流通への懸念が示されていたが、定性的な説明に終始していた。提案団体からは、通常都道府県が薬事監視等を行っている麻薬小売業者間のやりとりであることから、都道府県で対応が可能とされている。都道府県では支障があるとするならば、実際の事例に基づいたより具体的な説明を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

○ どのような区域で麻薬小売業者間の譲渡を許可するかどうかについては、基本的には県の判断にゆだねるべきものであることから、ガイドライン等を示した上で、都道府県に権限を移譲することを検討したい。

○ なお、在宅緩和ケアを推進するにあたっての支障については、専門的な医療従事者の育成が不十分であること等が原因であり、本許可権限そのものが在宅緩和ケアの支障になっているとは考えていない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番： 14

管理番号	590-1	提案区分	C A又はBに関連する見直し	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手元にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(=麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように薬局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

現在、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者において、例えば20錠や40錠等の小単位包装の麻薬製剤が販売されており、それらを購入することで備蓄量が過大になるとは考えにくい。

本件提案にあるように、在庫量の不足以外に緊急性がなくても通常から融通できるようにした場合、麻薬の備蓄に不均衡が生じるばかりか、流通も複雑化するため、流通実態把握が困難となり、麻薬不正流通の原因となる可能性がある。

また、麻薬小売業者間譲渡許可は、個別の店舗単位ではなく、そのグループに対して認めているが、近隣に薬局が増設された時にも柔軟にグループを組み直す必要があることから、その参入の障害になるような2年という長期間の許可を与えることは不相当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【概要】

小単位包装の製剤の購入は、既にいずれの薬局においても取り組んでおり、抜本的な解決とはなり得ない。

医療用麻薬の種類が緩和ケアの普及を受け増加しており、応需するためには多くの製品を備蓄しなければならないため、在宅緩和ケアに取り組む上での支障として薬局の許可取得数に反映されていると考えられ、ひいては患者の在宅療養環境の充実にも関わっている。

現状の制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため、次回の処方のため卸売業から購入した場合でも、患者の病状の変化が早く購入した麻薬が不動態在庫となりやすい点であり、現在の要件のただし書きとして、「新規処方時に在庫不足であった患者に引き続き処方が必要な場合に、在庫不足とみなして他薬局からの譲受けることも可能とする」ことを提案する。

御回答の流通の複雑化については、流通を麻薬小売業者に限れば、記録・薬事監視体制など、厳密な麻薬の管理を行っており、従来の麻薬小売業者間の譲渡許可と同様、適正に実態把握が可能であることから、不正流通につながるとは考えられない。

薬局が増設された際の参入障壁については、参入薬局が他薬局と同じ免許期間となるよう申請することで解決するはずである。

また、近隣に薬局が増設され、グループの組み直しが必要なケースは、薬局の開設時等に限られるため、現在申請している多くのグループに申請を出し直す必要が生じるわけではなく、むしろ、麻薬譲渡許可の期間が最長1年と短く、頻繁に更新手続きを要するのが負担となることが、新たな参入の障害になっていると考えられるため、期間の延長について検討されたい。

全国知事会からの意見

医療用麻薬の譲渡許可権限を都道府県へ移譲した上で、許可要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【譲渡許可条件の緩和】

○ 平成19年度制度導入以降、都道府県間で許可取得件数にばらつきがある現状に対して、制度の運用状況の検証は行っているのか。

○ ヒアリングにおける説明では、在庫は麻薬流通の上流も含めたサプライチェーン全体で発生する問題であるとして、薬局間だけの在庫要件緩和に消極的であったが、提案の趣旨は、都道府県が関与することで薬

局間のネットワーク化を進め、在宅緩和ケアを推進することである。上流における在庫の議論は流通業者間の公平の問題に過ぎないものであり、提案を実現すべきである。

【譲渡許可期間の延長】

- 期間延長は、新規開設薬局が小売業者間譲渡許可のグループに入る場合に参入障壁になると指摘するが、新規開設薬局はそもそも参入先のグループ内の薬局が持つ免許の終期と異なることが当然であり、許可期間が1年か2年であるかは無関係である。
- むしろ指摘の事例においては、許可の取り直しが生じる事務負担を軽減すべきであり、軽易な「変更届」制度を創設して積極的にグループの組み直しを促すなど、障壁を解消する方向で検討し、支障がなければ実施すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

【譲渡許可要件の緩和】

- 都道府県間で麻薬小売業者間譲渡許可件数にばらつきがあるが、そもそも大都市、地方都市によって麻薬小売業者数にばらつきがあるためである。現在のところ、麻薬小売業者間譲渡許可数や同許可を受ける薬局数は、医療用麻薬の消費量と同様に増加しており、同制度が医療用麻薬の利用推進に貢献していると考えている。
- 一次回答を踏まえた提案団体の意見には、「現状制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため」等とあるが、これは誤りである。現在の麻薬小売業者間譲渡許可制度は同一患者の新規処方に限ったものではなく、同一患者で引き続き麻薬処方が必要な場合も譲渡・譲受が可能である。
- この他、小売業者間で譲渡が必要な具体的事例のご提案があれば、対応を検討したい。

管理番号 590 医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長 提案団体（京都府）からの意見

貴省回答では、薬局における麻薬の在庫量は、小単位包装の製剤購入によって過大にならないとするが、既にいずれの薬局においても取り組んでおり、抜本的な解決とはなり得ない。

この在庫の問題は、医療用麻薬の種類が緩和ケアの普及を受け増加しており、応需するためには多くの製品を備蓄しなければならないというものであり、在宅緩和ケアに取り組む上での支障として薬局の許可取得数に反映されていると考えられ、このことがひいては患者の在宅療養環境の整備にも関わっていることは提案時にも明示している点である。

現状の制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため、次回の処方のため卸売業から購入した場合でも、患者の病状の変化が早く購入した麻薬が不動在庫となりやすい点である。

そこで、本府としては、「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限られる要件を緩和することが必要であると考え提案するものであるが、より具体的には、現在の要件のただし書きとして、「新規処方時に在庫不足であった患者に引き続き処方が必要な場合に、在庫不足とみなして他薬局からの譲受することも可能とする」ことを提案する。

この考え方は、新規処方を受け付けた薬局が、次回の患者の来局に備えて新たに在庫を持つことを原則で求めながらも、当該みなし規定によって譲渡許可を受けたグループ全体で調達を分散することも可能とするものである。

当該患者に対する継続的な処方に対応する一方で、在庫リスクをグループ内で共同負担することで、病状変化時に別途必要となる麻薬を当該薬局にすべて引き受けさせるのではなく、グループにおいて個々の薬局が在庫を持つ麻薬を相互に調整し、麻薬の種類・規格が多様化する中において、また予測できない病状変化にも的確に対応することを促す効果を見込むものである。

御回答の流通の複雑化については、流通を麻薬小売業者間に限れば、記録・薬事監視体制など、厳密な麻薬の管理を行っており、従来の麻薬小売業者間の譲渡許可と同様、適正に実態把握が可能であることから、不正流通につながるとは考えられない。

貴省回答では、薬局が増設された際の参入障壁が指摘されているが、そのようなケースでは、参入薬局が他薬局と同じ免許期間となるよう申請することで解決するはずである。

また、近隣に薬局が増設され、グループの組み直しが必要なケースは、薬局の開設時等に限られるため、現在申請している多くのグループに申請を出し直す必要が生じるわけではなく、むしろ、麻薬譲渡許可の期間が最長1年と短く、頻繁に更新手続きを要するのが負担となることが、新たな参入の障害になっていると考えられるため、期間の延長について検討されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番： 14

管理番号	590-2	提案区分	C A又はBに関連する見直し	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手元にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(=麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように薬局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

現在、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者において、例えば20錠や40錠等の小単位包装の麻薬製剤が販売されており、それらを購入することで備蓄量が過大になるとは考えにくい。

本件提案にあるように、在庫量の不足以外に緊急性がなくても通常から融通できるようにした場合、麻薬の備蓄に不均衡が生じるばかりか、流通も複雑化するため、流通実態把握が困難となり、麻薬不正流通の原因となる可能性がある。

また、麻薬小売業者間譲渡許可は、個別の店舗単位ではなく、そのグループに対して認めているが、近隣に薬局が増設された時にも柔軟にグループを組み直す必要があることから、その参入の障害になるような2年という長期間の許可を与えることは不相当と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

【概要】

小単位包装の製剤の購入は、既にいずれの薬局においても取り組んでおり、抜本的な解決とはなり得ない。

医療用麻薬の種類が緩和ケアの普及を受け増加しており、応需するためには多くの製品を備蓄しなければならないため、在宅緩和ケアに取り組む上での支障として薬局の許可取得数に反映されていると考えられ、ひいては患者の在宅療養環境の充実にも関わっている。

現状の制度の問題点は、同一患者に対し新規処方分しか譲渡・譲受が認められないため、次回の処方のため卸売業から購入した場合でも、患者の病状の変化が早く購入した麻薬が不動態在庫となりやすい点であり、現在の要件のただし書きとして、「新規処方時に在庫不足であった患者に引き続き処方が必要な場合に、在庫不足とみなして他薬局からの譲受けることも可能とする」ことを提案する。

御回答の流通の複雑化については、流通を麻薬小売業者に限れば、記録・薬事監視体制など、厳密な麻薬の管理を行っており、従来の麻薬小売業者間の譲渡許可と同様、適正に実態把握が可能であることから、不正流通につながるとは考えられない。

薬局が増設された際の参入障壁については、参入薬局が他薬局と同じ免許期間となるよう申請することで解決するはずである。

また、近隣に薬局が増設され、グループの組み直しが必要なケースは、薬局の開設時等に限られるため、現在申請している多くのグループに申請を出し直す必要が生じるわけではなく、むしろ、麻薬譲渡許可の期間が最長1年と短く、頻繁に更新手続きを要するのが負担となることが、新たな参入の障害になっていると考えられるため、期間の延長について検討されたい。

全国知事会からの意見

医療用麻薬の譲渡許可権限を都道府県へ移譲した上で、許可要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

【譲渡許可条件の緩和】

- 平成19年度制度導入以降、都道府県間で許可取得件数にばらつきがある現状に対して、制度の運用状況の検証は行っているのか。
- ヒアリングにおける説明では、在庫は麻薬流通の上流も含めたサプライチェーン全体で発生する問題であるとして、薬局間だけの在庫要件緩和に消極的であったが、提案の趣旨は、都道府県が関与することで薬

局間のネットワーク化を進め、在宅緩和ケアを推進することである。上流における在庫の議論は流通業者間の公平の問題に過ぎないものであり、提案を実現すべきである。

【譲渡許可期間の延長】

○ 期間延長は、新規開設薬局が小売業者間譲渡許可のグループに入る場合に参入障壁になると指摘するが、新規開設薬局はそもそも参入先のグループ内の薬局が持つ免許の終期と異なることが当然であり、許可期間が1年か2年であるかは無関係である。

○ むしろ指摘の事例においては、許可の取り直しが生じる事務負担を軽減すべきであり、輕易な「変更届」制度を創設して積極的にグループの組み直しを促すなど、障壁を解消する方向で検討し、支障がなければ実施すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

【譲渡許可期間の延長】

○ 更新手続の負担軽減の観点から、譲渡許可の一部変更手続の検討と併せ、譲渡許可期間の延長を認めることを検討したい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 14

管理番号 591 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 医療用麻薬の廃棄にあたっての行政職員の立会要件の廃止

提案団体 京都府、兵庫県

制度の所管・関係府省
厚生労働省

求める措置の具体的内容

麻薬の廃棄の際に、都道府県の職員の立会の下に行わなければならないこととされている要件をなくし、事後届出のみでよいこととする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

未使用麻薬は、予め届け出を行い、都道府県職員の立会の下で廃棄しなければならないとされているが、在宅医療の進展により、患者に投与される麻薬の数量や品目が急増する中、麻薬の廃棄処理に時間がかかり、医療機関や薬局(麻薬小売業)に勤務する薬剤師への時間的、身体的な負担が大きく、本府薬剤師会からも、立会の要件の撤廃を求める声が根強い。

医療用麻薬の流通を真に予防すべきであれば、紛失・盗難等のリスクにも一定対応すべきだが、これらの日常的な管理は薬局や医療機関の自主的な管理にゆだねられており、一定の秩序が保たれていることから、廃棄のみ行政機関の立ち会いを求めるのは、整合性に欠けると言える。

また、医療用麻薬と同様に幻覚・依存作用のあるシンナーは毒物劇物取締法の適用を受け、廃棄に立ち会いが不必要なのに医療用麻薬のみ必要なのも整合性に欠けると言える。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第29条

医療用麻薬の廃棄にあつては、紛失、盗難、横流し防止の観点から、麻向法第29条の規定に基づき、都道府県職員立ち合いの下で廃棄しなければならないこととされている。

医療用麻薬の管理中において、廃棄の時点は、盗難、紛失等のリスクが高いと考えられることから、従前どおり都道府県職員立ち合いの下で確実に廃棄すべきものである。また、廃棄の時点で立ち会いを求めている趣旨として、その段階で医療用麻薬の流通数を確認するという意味合いがあり、例えば日常的な管理の段階で、仮に紛失や盗難が発生している場合であってもこの廃棄の段階で判明する。以上の理由により、廃棄を立ち会いのもと行うことは、従前どおり必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

医療用麻薬については、記録や薬事監視等の日常的な監視体制もあり、廃棄の立会を無くしても適正に管理は可能と考える。

廃棄の立会を利用して、他の麻薬の管理状況が確認できるという主張もわからなくはないが、本来、日常の立入調査の中で行うべき業務であり、根本的な理由にはなり得ない。

さらに、調剤済麻薬は、自らの管理の下、廃棄することが認められている中、未使用の麻薬にのみ紛失、盗難等の観点から、都道府県職員の立会が必要との主張には矛盾がある。

すなわち、法29条ただし書きは、患者死亡等による施用残の医療用麻薬を廃棄する実務手続きの簡素合理化の観点から規定されているが、従前から立合いがなくとも、厚労省も認識するように、都道府県の薬事監視等により薬局における適正管理は担保されてきたのであって、未使用麻薬の廃棄の度に立ち会いを維持することも、疼痛緩和のための麻薬使用普及により、調剤“前”の廃棄件数が増えている実態を踏まえ、同様に実務手続きの簡素合理化の観点から検討すべき状況に至っていると考えるが、状況認識について見解をご教示いただきたい。

また、未使用麻薬を管理するための行政コストをより監視に振り向けるなど社会コスト低減、最適化の観点が必要ではないかと考えるが、この点についても見解をご教示いただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、麻薬廃棄の立会を行いながら、薬局の立入検査を行うことができるので、現行制度は一概にマイナス面ばかりとは言えない。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 第1次地方分権改革時に廃棄に係る許可制を届出制に変更した後、現在では免許取得者(薬局)も大幅に増え、立ち会い件数が増加している現状がある。この傾向が今後も続くことが予想される中で、監視の実効性を高め、行政の資源を適正配置する観点から、立ち会い制度が持続可能なものなのか検討する時期にあるのではないか。

○ 厚生労働省のマニュアルにおいても、立ち会いだけでなく都道府県庁に出頭しての廃棄も認めているなど、厳密に書類と在庫の管理を行うことを求めている実態も既にあり、提案を実施する方向で検討すべきである。それでもなお、立会要件を廃止し日常の立入調査で対応するとの提案が受け入れられない支障があるとすれば、明確に示されたい。

- 今般、医師等による医療用麻薬不正施用、不正所持事案(岩手県等)、暴力団関係者による医療用麻薬不正所持事案(麻薬取締部)が発生しており、医療用麻薬が濫用の対象となっていることは明らかである。医療用麻薬にかかる刑事事件が発生している現状から、医療用麻薬の不正流通、不正使用防止の観点から、医療用麻薬管理の最終段階である廃棄においては、従前どおり都道府県職員の立会いの下、確実に廃棄すべきである。
- 都道府県職員による医療用麻薬の立入検査、その他薬事監視の際に併せて、麻薬廃棄の立会いを行う等により、効率的に対応いただいている県もある。
- 厚生労働省のマニュアルにおいて、都道府県庁に出頭しての廃棄(麻薬を持参しての廃棄)を認めているのは、あくまでも都道府県職員の立会いを前提としているもので、廃棄場所の例を示したものであり、麻薬の在庫管理、帳簿記載はこれまでどおり厳格に求めている。
- 前回ヒアリングにおいても申し上げたとおり、具体的な提案があれば随時検討するので、不正流通の防止を担保する具体的措置を提案頂きたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第2次回答

重点事項通番: 14

管理番号	636	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬取扱者の免許の期限延長				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

麻薬取扱者の免許の有効期間について、免許の日の属する年の翌年の12月31日までとなっている規定を、5年後の12月31日までとすること。(最長6年の有効期間とする。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

麻薬免許証の最長有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第5条に基づき、最長2年間(免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで)となっている。

免許については、本県で年間1500~2000件程度の申請があるが、その大半の申請が12月に集中するため、その事務処理に苦慮している。

免許の期限が延長されれば、免許申請が分散することにより、事務処理が円滑に進行すると考えられる。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第5条

麻薬取扱者免許の期限については、麻薬及び向精神薬取締法第5条の規定に基づき、最長2年間となっている。

麻薬取扱者として、現に麻薬に関する業務又は研究に従事している者の実態を十分に把握し、これに対する監督を厳重に行うために、免許の有効期間は、免許の日から翌年の12月31日までとし、隔年の1月1日現在においてすべて新規に免許を受けなければならないこととしている。

免許の有効期限を2年以上に延長した場合、免許の実態を十分に把握できなくなる恐れがあり、免許付与後に麻薬を取り扱わなくなった者に対しても、漫然と麻薬取扱者免許を与えることになりかねず、医療用麻薬の適正管理、施用の観点から適切ではない。よって、本件にあっては、従前どおり麻薬取扱者免許有効期限は最長2年とすべきである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

免許付与後に麻薬を取り扱わなくなった者については、法により業務廃止等の届出を義務付けていることから問題ないものと思われる。

また、医療用麻薬の適正使用、施用の観点から言えば、免許の有効期限を延長することによって事務処理負担が軽減する分を、麻薬取扱施設の立入検査等監視指導を強化することで、不正使用、不正流通を未然に防止できる体制が強化されると考える。

なお、免許の有効期限を1年から2年に期間延長した際の議論を参考に、今回期間延長ができない理由を明確にして欲しい。

今回の提案は、麻薬小売業の許可要件である薬局の薬事法における免許が6年毎の更新であるため、申請者の利便性を考え、6年に延長する提案をするものであるが、麻薬取扱免許数が年々増加している実情等を踏まえ、3年又は4年の延長を検討していただきたい。

なお、免許の有効期限の確認が容易であることから、有効期限は今までどおり年末で統一すべきと考える。

全国知事会からの意見

麻薬取扱者の免許の有効期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 過去の法改正において期間を1年から2年に延長した経緯もある。その後に期間延長が原因となって発生した不正事案等がないのであれば、年末に集中せざるを得ない申請にかかる社会的コストを平準化する意味で、延長する期間・申請手続の仕組みを適切に検討し、実施すべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

○麻薬取扱者免許の実態把握のため、免許期間はなるべく短い方が望ましいが、ご要望を踏まえ、3年への延長を検討したい。